

「築地・東銀座における都市基盤整備方針（仮称）」検討会設置要綱

（設置）

第 1 条 築地及び東銀座において、首都高速都心環状線（築地川区間）の更新事業、都市高速道路晴海線の延伸計画、築地川アメニティ整備構想及び歩行者デッキ等の整備構想（以下「各事業」という。）の段階的な進展を見据え、各事業の整備手順、各事業と連携したまちの将来のイメージ等について、中央区、東京都及び首都高速道路株式会社が共有し、魅力的で一体的な都市基盤の整備方針の策定に向けた必要な検討を行うため、「築地・東銀座における都市基盤整備方針（仮称）」検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 検討会の所掌事項は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 「築地・東銀座における都市基盤整備方針（仮称）」の策定に関すること。
- (2) 各事業の整備手順及びスケジュールに関すること。
- (3) 各事業と連携したまちの将来のイメージに関すること。
- (4) 各事業を踏まえた周辺大規模開発事業との連携内容に関すること。
- (5) 中央区、東京都及び首都高速道路株式会社の連携に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、検討会が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第 3 条 検討会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 中央区、東京都及び首都高速道路株式会社の職員であって、別表の 1 の表に掲げるもの（以下「委員」という。）
- (2) 各事業に関連する団体の職員であって、別表の 2 の表に掲げるもの（以下「オブザーバー」という。）

（座長）

第 4 条 検討会に座長を置き、中央区都市整備部長をもって充てる。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 検討会は、座長が招集する。

（関係者の出席）

第 6 条 検討会は、必要があると認めるときは、各事業に関する識見を有する者等を関係者として出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（検討会の公開）

第 7 条 検討会は、原則非公開とする。

（事務局）

第 8 条 検討会の庶務については、中央区都市整備部基盤事業調整課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、中央区都市整備部都市活性プロジェクト推進室長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月20日から施行する。

別表（第3条関係）

1 委員

団 体	役 職
中央区	環境土木部長
	都市整備部長
	都市整備部 都市活性プロジェクト推進室長
東京都	都市整備局 都市基盤部長
	都市整備局 都市づくり政策部長
首都高速道路 株式会社	計画・環境部長
	計画・環境部 担当部長

2 オブザーバー

団 体	役 職
東京都	都市整備局 築地まちづくり推進担当部長
	都市整備局 市街地整備部長
国土交通省	都市局 都市計画課 施設計画調整官
	道路局 高速道路課 高速道路事業調整官